次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和８年１１月１８日

大分県衛生環境研究センター所長　若松　正人

１　競争入札に付する事項

⑴入札件名　塩化銀の売払い

⑵契約期間　契約締結の日から令和９年１月５日(火)

⑶引渡場所　大分県衛生環境研究センター

⑷入札区分　本件は、大分県共同利用型電子入札システムを利用しない紙入札である

⑸業務概要　別紙仕様書のとおり

２　契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に、令和８年１１月１８日(水)から令和８年１２月７日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

３　競争入札に参加する者に必要な資格

この契約については、次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

⑴地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、物品の買受けの資格を得ている者であること。

⑶本案件に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

⑷この契約に係る入札説明書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

⑸ この公告の日から下記６に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

⑹自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　使用言語　日本語

(2)　通　　貨　日本国通貨

5　入札参加申込期間

この公告の日から令和８年１１月２７日(金)午前１１時までに入札参加資格申込書を持参又は郵送(書留郵便、それ以外は認めない)することによって行うこと。郵送で提出する場合は、同日午前１１時必着とする。

6　入札執行の日時及び場所

(1)　日時　令和８年１２月７日（月）　午前１０時００分

(2)　場所　大分県衛生環境研究センター　研修・大会議室

大分県大分市高江西２丁目８番

(3)　入札書の提出方法

本県所定の様式(大分県契約事務規則第２５条第５号様式)を使用して作成し、持参すること。

(4)　入札方法

ア　入札金額は、総額を入力すること(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記入すること。

(5)　入札回数

入札回数は原則として２回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する。

(6)　最低制限価格

設定しない。

(7)　開札

ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。

イ　有効な入札で、大分県契約事務規則第２３条の規定により作成された予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。

7　入札の無効

大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２７条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は再度入札に参加することができない場合がある。

(1)　金額の記載がないもの

(2)　入札に関する条例に違反したもの

(3)　入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき

(4)　誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき

8　入札保証金に関する事項

免除とする。

9　契約保証金に関する事項

契約総額の 100 分の 10 以上の契約保証金を定められた期日までに納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　過去２年間に国（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

１０　契約書に関する事項

⑴　本契約は、落札者を決定した日から７日以内の日(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第２１号)第１条第１項に規定する県の休日を除く。)において、落札者が本県から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

⑵　落札者が前記⑴の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

⑶　契約書は２通作成し、本県及び落札者がそれぞれ１通を保有する。

⑷　本契約は、本県が契約の相手方とともに契約書に押印しなければ、確定しない。

１１　契約金額の納付

契約締結後、本県が発行する納入通知書により指定する期日までに契約金額を納付するものとする。

１２　その他

⑴入札に関する事務を担当する部局の名称等

担当部局：大分県衛生環境研究センター　企画・管理担当

住　　所：大分県大分市高江西２丁目８番

電　　話：０９７－５５４－８９８０

⑵ その他の詳細は、入札説明書による。